

男女共同参画宣言

平成 11(1999)年に制定された「男女共同参画社会基本法」は、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け」ました。

福山平成大学は平成 6(1994)年の開学以来、「人間性を尊重し、調和的な全人格陶冶を目指す全人教育」を行ってきました。

その精神を、男女共同参画の立場からさらに推進し徹底するために、本学は、性に関係なく、学生にとって健康で健全な学びに適した魅力的な学舎であるとともに、教職員にとっても健康で健全な仕事(教育・研究・大学運営)に適した魅力的な場であることを目指します。

令和 8 (2026)年 4 月 1 日 福山平成大学